

平成27年12月8日
政策経営部

生活保護基準の見直しに伴い影響の生じる事業への 区における経過措置の取り扱いについて

(付議の要旨)

生活保護基準の見直しに伴い、国の激変緩和措置期間にあわせて区が実施してきた経過措置について、この間の区の対応実績を踏まえて経過措置を終了する。

1 主旨

生活保護基準については、平成25年8月より約3カ年の激変緩和措置期間を設け、段階的に見直しを実施されたが、区では、国の通知を受けて、見直しに伴い影響の生じる事業への経過措置を実施してきた(別紙1『生活保護基準の見直しへの対応』参照)。

今般、経過措置の取組み期間の終了が近づき、区では影響が想定される六十余りの区事業の対応実績について改めて全庁調査をした結果、ほとんどの事業で実績が無いことが判明した。

については、国の激変緩和措置期間が終了することに伴い、区における経過措置を終了する。なお、経過措置期間を通じて一定程度の実績があった就学援助事業等については影響の分析を進める。

2 終了となる経過措置の内容

生活保護基準見直しにより保護廃止となる者に対する対応

平成25年7月31日より引き続き生活保護を受給している者で、基準見直しの影響により保護を廃止された者について、引き続き住民税非課税である場合、激変緩和措置期間においては生活保護受給者とみなす。

生活保護基準を参照して基準を設けている制度の経過措置

利用者の収入上限額や助成額等の算定基礎として生活保護基準を使用している事業については、激変緩和措置期間においては平成25年8月の見直し前の基準に据え置く。

3 経過措置の対応実績

別紙2『経過措置対応実績一覧』参照

4 経過措置終了に伴う対応

(1) 条例改正等

- ・経過措置を実施するため、条例改正により附則を追加し、利用対象等を定めた事業については、区議会第1回定例会等において条例改正を提案する。
- ・その他、規則、要綱等で定めている事業で、改正等が必要なものは各部で適宜対応する。

(2) 区民周知

各事業の案内文やチラシの他、個別案内により適宜区民に周知をしていく。

5 就学援助事業等の対応

経過措置期間を通じて一定程度の実績があった準要保護世帯への就学援助事業及び特別支援教育就学奨励費支給事業については、同事業への影響の分析を進めるとともに、算定基準に関する国の動向を見据え、平成28年度においては引き続き平成25年8月の見直し前の基準に据え置くものとする。

6 今後のスケジュール

| | | |
|-----------|-------|--|
| 平成27年～12月 | 中旬 | 条例所管部より1定に向けた条例改正議案件提出 |
| 平成28年 | 1月13日 | 部長会（経過措置終了の周知及び対応依頼） |
| | 2月 上旬 | 5 常任あわせ報告（経過措置の終了） 都市整備常任委員会報告（条例改正の議案報告） |
| | 2月 | 平成28年第1回区議会定例会に条例改正案提案 |